

令和8年1月9日

横浜市鶴見中央地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市鶴見中央地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】公募要項 【ページ】7ページ・カ(ウ)	
質問1	「福祉保健活動以外で使う場合には、原則として目的外使用許可により目的外使用料を徴収します」とありますが、自主事業B型で施設を使用する場合は使用料を横浜市へ支払う、という理解でよろしいでしょうか。
回答1	自主事業B型の実施を行う場合は、「指定管理者制度における実務手引き」15ページから16ページに記載のあるとおり、まずは市に事前協議を行っていただき、市は当該事業内容が「公の施設」としての公益性や施設の運営に支障がないこと等を確認・承認し、実施できるものとなります。 その上で、自主事業B型を施設で実施する場合は、お見込みのとおり原則として行政財産目的外使用料を納入いただく必要があります。

【資料名】公募要項 【ページ】7ページ・キ	
質問2	備品について、I種・II種に属さない指定管理者所有の備品について一覧をご教示ください。
回答2	本市では、本指定管理実施の用に供するため、横浜市が所有する備品等については、横浜市物品規則に定められた備品台帳を備え適切に管理を行うことを求めています。 横浜市及び指定管理者が所有する備品については、鶴見中央地域ケアプラザ備品台帳（第I種）・（第II種）が全てです。

<p>【資料名】公募要項 【ページ】11 ページ・ウ (ウ)</p>	
質問 3	第三者評価の受審に伴う費用（20 万円税別）は、指定管理料提案書（様式イ-①）のどの項目に計上すべきかご教示ください。
回答 3	第三者評価の受審については、2年目あるいは3年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期に実施ということ以外、本市からの指定はありませんが、地域ケアプラザ運営事業及び地域包括支援センター運営事業の事務費に計上いただくことを想定しています。

<p>【資料名】公募要項 【ページ】13 ページ・エ (カ)</p>	
質問 4	現在指定管理者が加入している施設賠償責任保険の保険料（年額）をご教示ください。
回答 4	<p>公募要項 13 ページに記載のとおり、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入していただき、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとしています。対人保障の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とすることを条件としており、指定管理者となった場合は、それに対応した保険に加入いただくことになります。</p> <p>現指定管理者が加入している施設賠償責任保険の保険料については、下記ページの「事業報告書・収支決算書等」を確認ください。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-shisetsu/cp/jigyoukeikakuhoka.html</p>

<p>【資料名】公募要項 【ページ】15 ページ・エ (タ)</p>	
質問 5	自動販売機を設置する場合は、自主事業B型に該当するという理解でよろしいでしょうか。
回答 5	自主事業 B 型に該当するか否かは検討中です。飲料の自動販売機の設置については、事業計画書（様式ア）の「7 自主事業（指定管理事業以外）の実施」に記載いただく必要はありません。

<p>【資料名】公募要項</p> <p>【ページ】16 ページ・エ (ニ)</p>	
質問 6	Wi-Fi 環境の整備について、現在設置されている Wi-Fi 関連機器や契約については指定管理者が変更になってもそのまま引き継がれる、という理解でよろしいでしょうか。
回答 6	Wi-Fi 環境の整備にあたっては、過去に横浜市の一定の負担のもと指定管理者が実施を行いました。仮に指定管理者が変更となった場合は、機器や契約等をそのまま引き継げるかどうかは現指定管理者との協議により決定となります。また、仮にそのまま引き継げなかった場合でも、Wi-Fi 環境の整備については本市における一定の負担のもと、指定管理者が行うことを想定しています。

<p>【資料名】公募要項</p> <p>【ページ】16 ページ・エ (ネ)</p>	
質問 7	現在の施設予約システム化の状況、システム構築は横浜市または指定管理者どちらが行ったかご教示ください。
回答 7	令和 8 年 1 月 9 日現在、施設予約システムについては、令和 8 年度中の稼働に向けて準備を進めているところです。 その際、横浜市鶴見中央地域ケアプラザにおいては、本市で構築を行ったシステムを活用する予定で準備を進めています。

<p>【資料名】公募要項</p> <p>【ページ】27 ページ・ア (ヰ)</p>	
質問 8	「応募時点で指定管理業務が含まれていない場合は、横浜市が横浜市会に議案を提出するまでに改定してください」とありますが、改定のタイミングは公募スケジュールの「選定結果の通知及び公表」以降という理解でよろしいでしょうか。
回答 8	記載いただいたとおり、選定結果が通知・公表され、指定候補者となったタイミング以降でも差し支えございません。

	<p>【資料名】公募要項 【ページ】28 ページ・イ (イ) (オ)</p>
質問 9	12月決算で「前事業年度の収支計算書及び事業報告書」の提出が間に合わない場合、「R7年度（R7年1月～12月）の収支予算書及び事業計画書」と「R6年度（R6年1月～12月）の収支計算書及び事業報告書」の提出でよろしいでしょうか。
回答 9	<p>12月決算で資料提出が間に合わない場合、公募要項 28 ページのイ (イ)について、「令和 7 年度（令和 7 年 1 月から 12 月）の収支予算書及び事業計画書」と「令和 6 年度（令和 6 年 1 月から 12 月）の収支計算書及び事業報告書」の提出で差し支えございません。</p> <p>同じく公募要項 28 ページのイ (オ) については、「令和 4 年度（令和 4 年 1 月～12 月）」から「令和 6 年度（令和 6 年 1 月から 12 月）の収支計算書及び事業報告書」までの 3 か年度分の提出で差し支えございません。</p>

	<p>【資料名】公募要項 【ページ】46 ページ・3 (6)</p>
質問 10	これまでに自主事業A型及びB型に該当する事業を実施していれば、その内容をご教示ください。
回答 10	この自主事業 A 型及び B 型については、令和 7 年 9 月に改定された「指定管理者制度運用ガイドライン」により新たに整理されたものであり、令和 8 年 1 月 9 日現在、区内地域ケアプラザにおいて実施した事例を把握しておりません。

	<p>【資料名】様式イー① 【ページ】人件費 賃金水準スライド対象外</p>
質問 11	人件費の「賃金水準スライド対象外」に計上する金額は、賃金水準の変動により直接的な影響を受けない費目（通勤手当、健康診断費、退職給付費用等）を計上するという理解でよろしいでしょうか。
回答 11	お見込みのとおりです。詳しくは「指定管理者制度における実務手引き」10 ページ等を参照ください。

担当：鶴見区福祉保健課事業企画担当
高菱

電話 510-1826

ファクス 510-1792

メール tr-jkikakujimu@city.yokohama.lg.jp